

〈健康保険法 第156条〉

被保険者に関する保険料額は、各月につき、次の各号に掲げる被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。一 介護保険法第九条第二号に規定する被保険者(以下「介護保険第二号被保険者」という。)である被保険者 一般保険料等額(各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ一般保険料率(基本保険料率と特定保険料率とを合算した率をいう。))と子ども・子育て支援金率とを合算した率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)と介護保険料額(各被保険者の標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ介護保険料率を乗じて得た額をいう。以下同じ。)との合算額

\* 子ども・子育て支援金に端数が生じた場合は一般保険料に加算されます。(事業所単位に積み上げた後の円未満が加算されます)

例) 従業員が5人の事業所

	標準報酬月額	③		②		①		④		⑤		⑥		⑦	
		基本保険料	特定保険料	一般保険料	子ども・子育て支援金	調整保険料	介護保険料	保険料合計	保険料 <del>×</del> 半額	被保険者負担額 (端数処理後)	事業主負担額				
		51.69/1000	39/1000	90.69/1000	2.3/1000	1.31/1000	18/1000	112.3/1000	56.150/1000						
Aさん	68,000			6,166.92	156.40	89.08	1,224.00	7,636.40	3,818.20	3,818.00					
Bさん	88,000			7,980.72	202.40	115.28	1,584.00	9,882.40	4,941.20	4,941.00					
Cさん	118,000			10,701.42	271.40	154.58	2,124.00	13,251.40	6,625.70	6,626.00					
Dさん	142,000			12,877.98	326.60	186.02	2,556.00	15,946.60	7,973.30	7,973.00					
Eさん	150,000			13,603.50	345.00	196.50	2,700.00	16,845.00	8,422.50	8,422.00					
合計	566,000			51,330.54	1,301.80	741.46	10,188.00	63,561.80	31,780.90	31,780.00					
告知額		<b>29,257</b>	<b>22,074</b>	<b>51,331</b>	<b>1,301</b>	<b>741</b>	<b>10,188</b>	<b>63,561</b>	31,780.90	<b>31,780</b>				<b>31,781</b>	

告知額の金額

(1) ①② は、小数点以下第3位切り捨てし、合計額の円未満切り捨て

(2) ③は、小数点以下第3位切り捨てした合計A

(子ども・子育て支援金の少数第3位切り捨てした合計) - (子ども・子育て支援金額を円未満切り捨てした合計) = B

AとBを足した合計額の円未満切り捨て

(3) ④は、合計額の円未満切り捨て

<基本、特定の按分方法>

① 特定保険料 = 一般保険料 (告知額) × 特定保険料率 ÷ 一般保険料率

② 基本保険料 = 一般保険料 (告知額) - 特定保険料

(1) 一般保険料51330.54+0.8=51,331.34は、円未満を切り捨てし51,331円の告知額になります。

(2) 調整保険料741.46は、円未満を切り捨てし741円の告知額になります。

(3) 子ども・子育て支援金1,301.8は、円未満を切り捨てし1,301円の告知額になります。

(4) 介護保険料告知額10,188.0は、円未満切り捨てはおきず10,188円にの告知額になります。

(5) 特定保険料 ③51,331 × 0.39 ÷ 0.9069 = 22,074.19 端数切捨てし22,074円となります。

(6) 基本保険料 51,331 - 22,074 = 29,257

※子ども・子育て支援金の円未満端数と一般保険料の円未満端数を合算しても1円以上にならない場合は健康保険料告知額は1円少なくなります。

保険料折半負担について

(1) ⑤は、保険料合計額を折半します。

(2) ⑥は、各個人の保険料の端数処理をします

(3) 保険料合計額 - ⑥ = 事業主負担額になります

⑦は、事業主負担額 63,561-31,780=31,781

※給与から控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以下の場合には切り捨て、50銭を超える場合には切り上げます。